

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<u>1 1 信託兼営金融機関関係</u> 1 1－8 金融商品取引法に係る留意事項 (新設) 3－9－2に準じるものとする。 (新設)	<u>1 1 信託兼営金融機関関係</u> 1 1－8 金融商品取引法に係る留意事項 <u>1 1－8－1 特定信託契約に係る留意事項</u> 3－9－2に準じるものとする。 <u>1 1－8－2 非清算店頭デリバティブ取引に係る留意事項</u> <u>信託兼営金融機関（金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第10項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000 億円未満の者又は同項第2号に該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000 億円未満の信託財産に係る取引を含む。）は、金融機関等を相手方とする非清算店頭デリバティブ取引において、変動証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。</u> <u>また、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の6の規定（当初証拠金）の対象となる信託兼営金融機関は、同号で対象となる非清算店頭デリバティブ取引において、当初証拠金の授受等、取引先リスク管理に係る態勢整備に努めているか。</u> <u>具体的な監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「IV－2－4（4）非清算店頭デリバティブ取引」等を参照するものとする。</u>